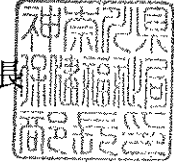


介保第 212 号

平成 25 年 12 月 2 日

社会福祉法人中心会理事長 様

神奈川県保健福祉局福祉部長



指導監査の結果について（通知）

平成 25 年 11 月 12 日及び 13 日に、貴法人が設置する施設の運営等について老人福祉法第 18 条第 2 項に基づく実地監査を行った結果、監査当日、口頭で指摘した事項について改善が必要と認められるので、理事会に報告するとともに、所要の改善措置を講じ、適正な運営に努めてください。

今後とも福祉サービスの向上に努めるとともに、施設での支援に当たっては、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するなど、人権に配慮した積極的な取組みをお願いします。

指導監査実施施設

特別養護老人ホーム	中心荘第一特別養護老人ホーム
特別養護老人ホーム	中心荘第二特別養護老人ホーム
特別養護老人ホーム	えびな北高齢者施設

問い合わせ先

介護保険課監査グループ 岩崎

電話 045-210-1111 内線 4823

ファクシミリ 045-210-8866

(参考)

現地において職員が口頭で指摘した事項

(3 施設共通)

- 1 胃ろうの実施にあたっては、社会福祉士及び介護福祉士法及び関連通知等に基づいて適切に行ってください。 【前回指摘事項】

(中心荘第一特別養護老人ホーム)

- 2 医薬品等の管理を適正に行ってください。

(えびな北高齢者施設)

- 3 感染症及び食中毒の予防に関する検討委員会の結果を介護職員その他の職員に対し、周知徹底してください。